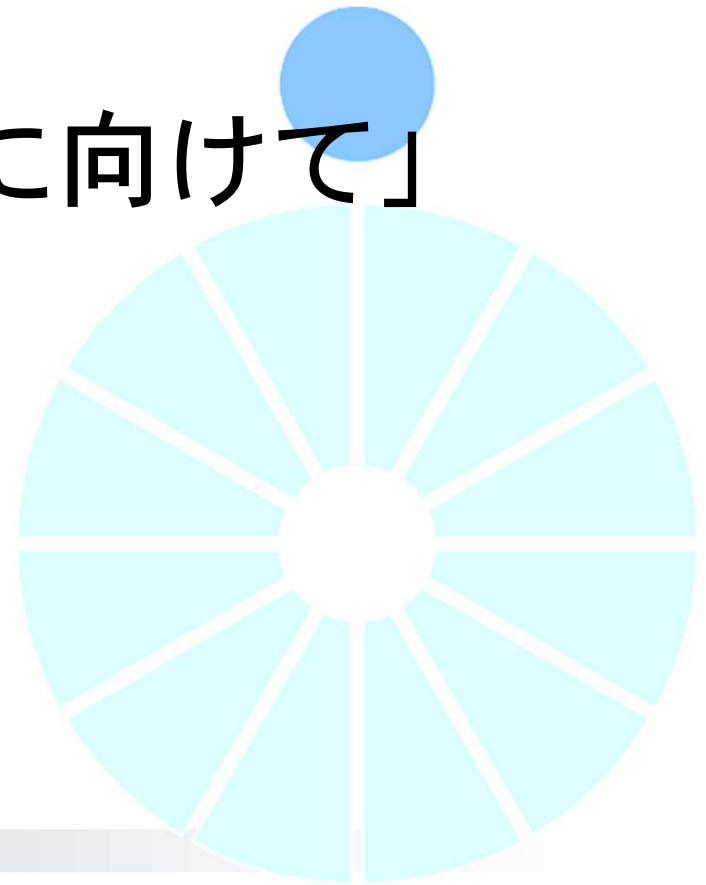


行政説明

「学校評価の充実に向けて」

文部科学省初等中等教育局参事官付



学校評価を巡る議論の経緯 (1)

○中央教育審議会答申（平成10年9月）

- ・ **学校の自主性・自立性の確立** ⇒学校の裁量権限の拡大
⇒学校の経営責任の明確化
- ・ **地域に開かれた学校の推進** ⇒地域住民の学校運営参加
⇒学校評議員制度導入、学校評価の実施を提言

○教育改革国民会議最終報告（平成12年12月）

- ・ **地域の信頼に応える学校づくり** ⇒開かれた学校づくり
⇒学校の説明責任、評価制度導入、地域住民の学校運営参加



○文科省：小・中学校設置基準の制定（平成14年3月）

「学校自らがその教育活動その他の学校運営の状況について
点検及び評価を行い、結果の公表に努める」 **（努力義務）**

学校評価を巡る議論の経緯 (2)

- 中央教育審議会答申（平成17年10月）
 - ・学校教育の質に対する保護者・国民の関心の高まり
- ⇒学校評価の充実（学校評価の義務化、外部評価の検討）



- 文科省：学校評価ガイドラインの策定（平成18年3月）
- 文科省：学校教育法の改正（平成19年12月施行）
 - ⇒学校評価の義務付け

- 教育再生会議第3次報告（平成19年12月）
 - ⇒学校情報公開の促進、第三者評価ガイドラインの作成



- 文科省：学校評価ガイドラインの改訂
(平成20年1月：法制化反映、平成22年7月第三者評価追記)

学校評価とは

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定

【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること
- ②各学校が保護者や地域住民に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること
- ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

学校評価とは

【法令上の位置付け】

	内容	法令上の位置づけ	
<u>自己評価</u>	各学校の教職員が行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	公表の義務
<u>学校関係者評価</u>	自己評価を踏まえ、保護者、地域住民等が行う評価	○実施の努力義務 ○（実施した場合）評価結果の設置者への報告の義務	公表の努力義務
<u>第三者評価</u>	学校運営に関する外部の専門家による評価		

学校評価の実施手法

第三者評価

第三者(当事者・関係者でない者)による評価

学校関係者評価

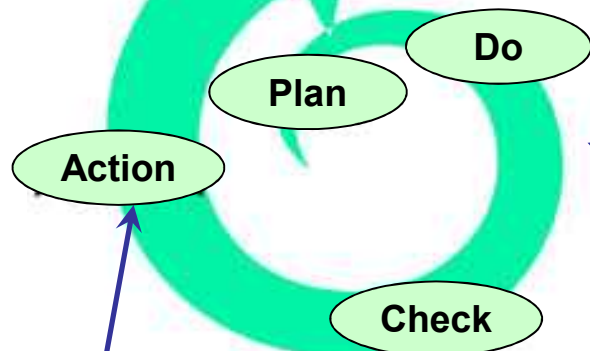
自己評価

教職員による評価

義務

具体的かつ明確な目標等を設定し、実行し、自ら評価する。

組織的・継続的改善



外部アンケート等

児童生徒・保護者等を対象に行うアンケート等による評価であり、自己評価の資料等に活用する。

学校関係者(保護者・地域住民)による評価

努力義務

学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果を踏まえて評価する。

これにより、教職員と共通理解をもつとともに、学校の改善のために教職員と連携・協力する。

自己評価・学校関係者評価結果等を資料として活用しつつ、学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価する。

評価結果を学校・設置者等にフィードバックして改善を促し、学校運営の質を高める。

※ 自己評価・学校関係者評価(外部評価)・第三者評価の囲みは、定義として内に含む範囲ではなく、評価対象として含む範囲を指す。

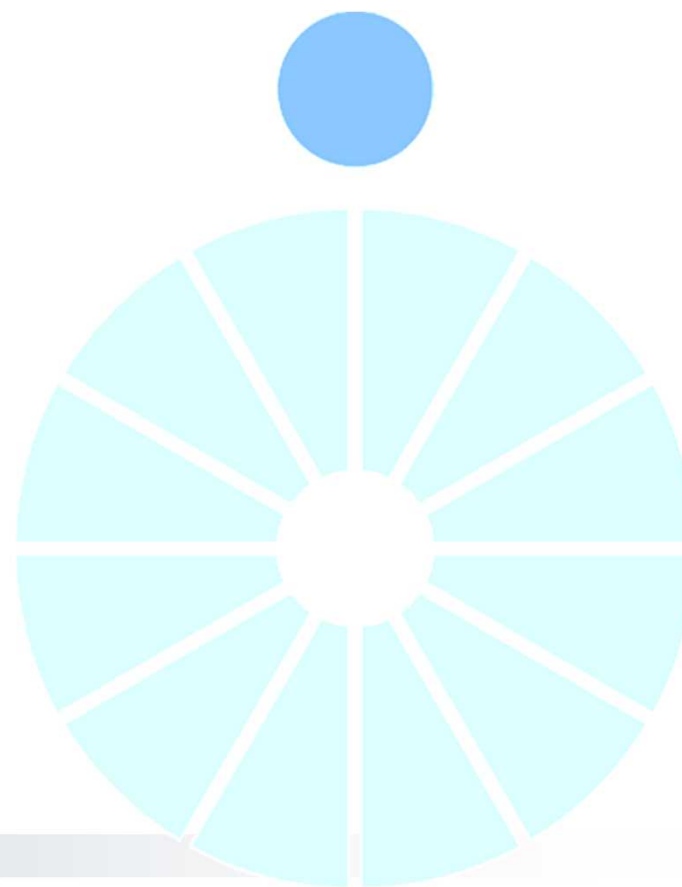
学校評価の実施率

上段:全体(国公私)
下段:(公立データ)

	実施	うち報告	うち公表
自己評価	全体96.7% (99.9%)	全体96.7% (99.4%)	全体84.9% (90.3%)
学校関係者評価	全体83.9% (93.7%)	全体98.4% (99.3%)	全体83.9% (85.3%)
第三者評価	全体5.1% (4.6%)	—	—
学校評議員	全体70.4% (80.2%)	—	—

※平成23年度学校評価等実施状況調査(文部科学省)

学校評価の現状



◇学校評価等実施状況調査(平成23年度間)

- 文部科学省が3年に一度実施
- 全国の学校及び教育委員会の取組状況を把握し、今後の学校評価等の充実に資する

◇実効性の高い学校評価の推進等に関する調査研究

- 文部科学省の委託を受け(株)野村総合研究所が実施
- 学校評価等実施状況調査(平成23年度間)をもとに、効果実感の高い市区町村の取組を分析

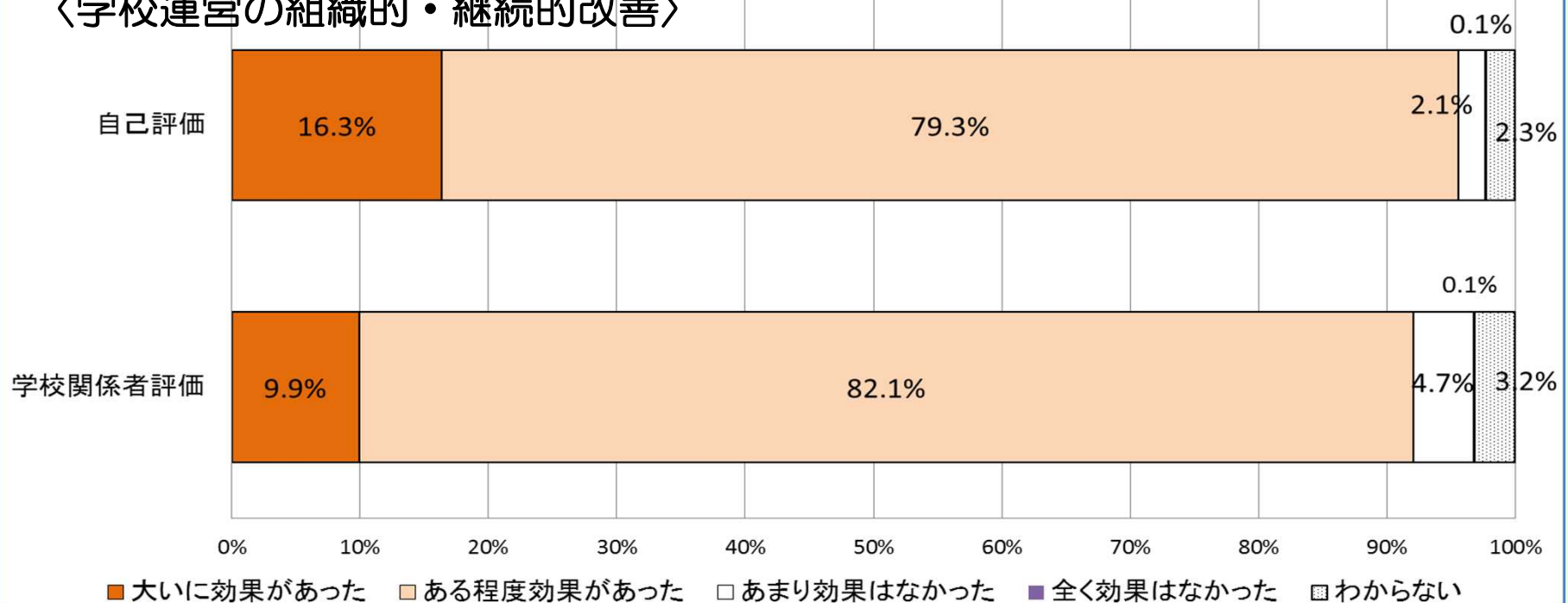
⇒学校評価の実施率は高いものの、学校評価が十分に機能しているとは言いがたい状況が浮き彫りに。

学校評価の効果（学校運営の組織的・継続的改善）

- 「効果があった（ある程度も含め）」と回答した学校は、自己評価では95.6%、学校関係者評価では92.0%に上るものの、
- 「大いに効果があった」との回答は自己評価では16.3%、学校関係者評価では9.9%であり、**割合が低い**

⇒ 今ひとつ、十分なやりがい感、充実感が得られていない状況

〈学校運営の組織的・継続的改善〉

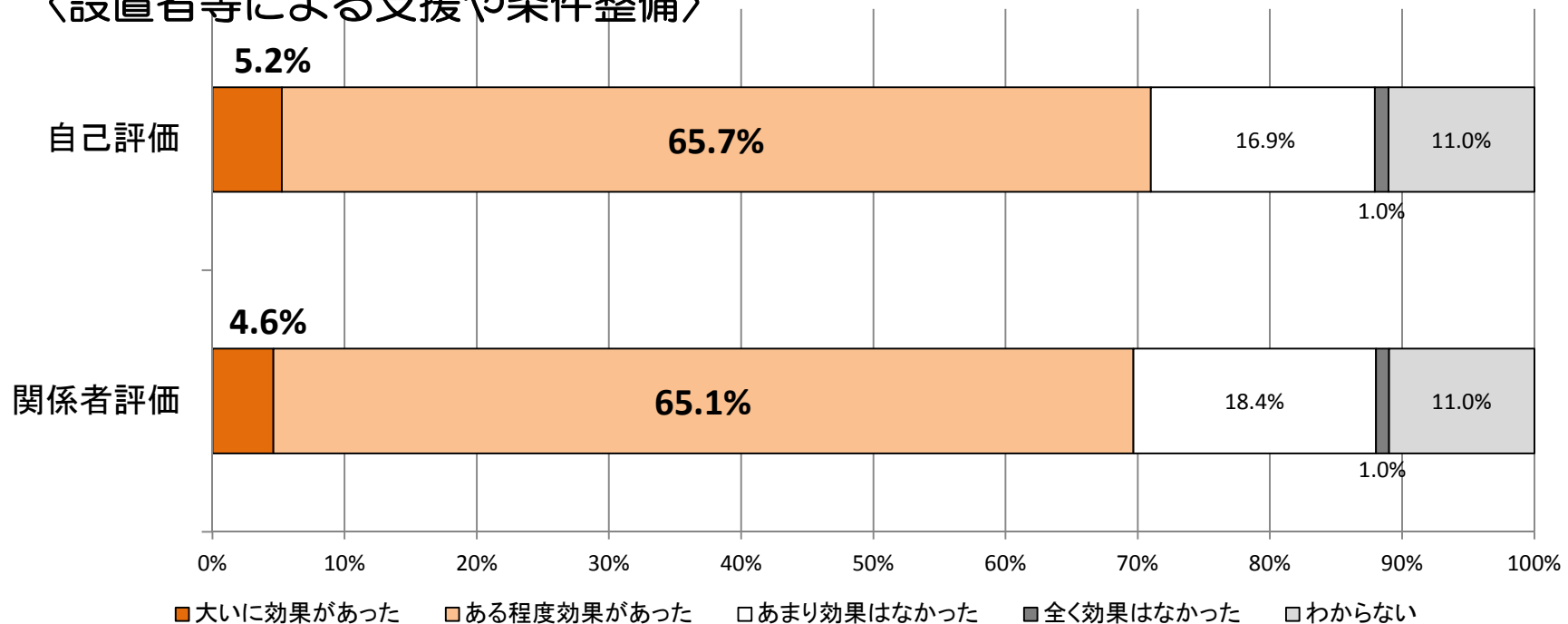


学校評価の効果（設置者等による支援や条件整備）

- 「効果があった（ある程度も含め）」と回答した学校は、自己評価では70.9%、学校関係者評価では69.7%に留まるうえ、
- 「大いに効果があった」との回答は自己評価では5.2%、学校関係者評価では4.6%と、**極めて低い割合**

⇒ 学校評価の目的の一つである設置者対応がうまく機能していない状況

〈設置者等による支援や条件整備〉

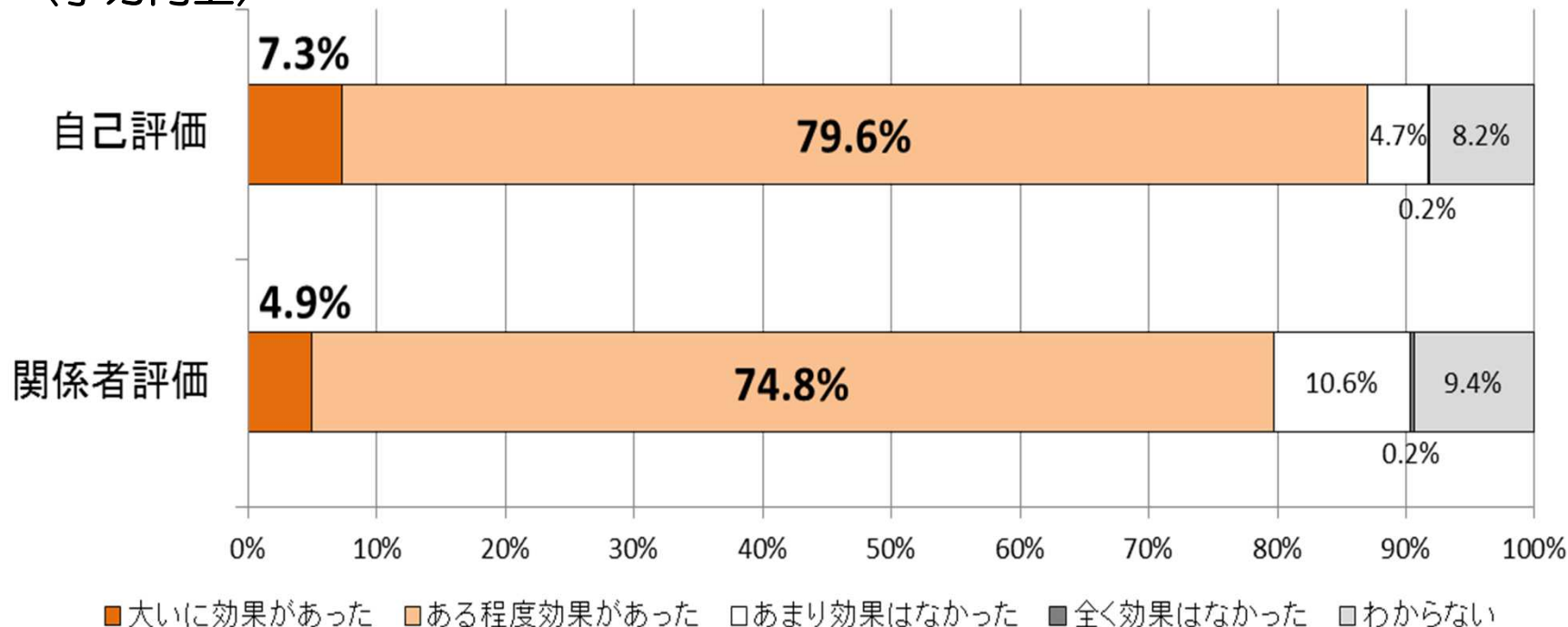


学校評価の効果（学力向上）

- 「効果があった（ある程度も含め）」と回答した学校は、自己評価では86.9%、学校関係者評価では79.7%であるものの、
- 「大いに効果があった」との回答は、自己評価では7.3%、学校関係者では4.9%とかなり低い割合

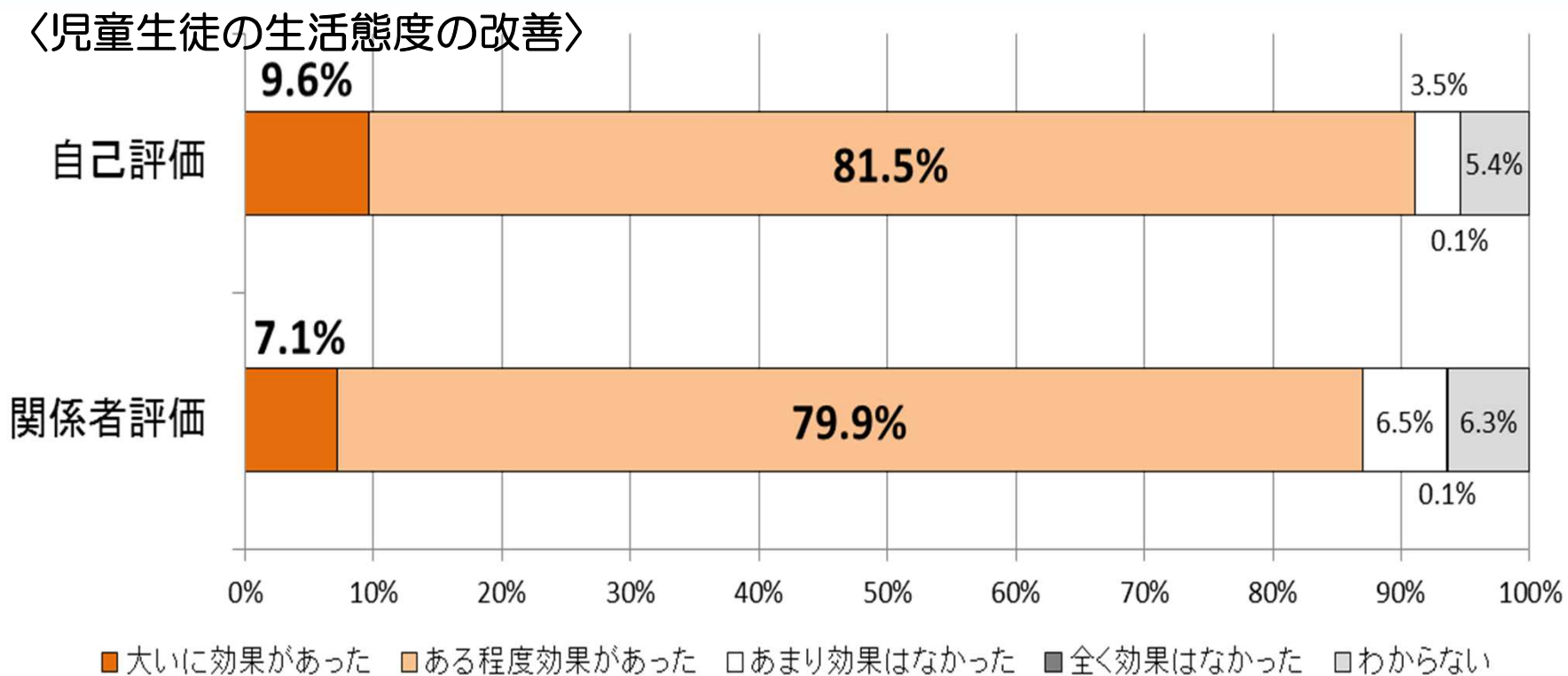
⇒ いま一つ、十分な満足感が得られるところまで至っていない状況

〈学力向上〉



学校評価の効果（児童生徒の生活態度の改善）

- 「効果があった（ある程度も含め）」と回答した学校は自己評価では91.1%、学校関係者評価では87.0%に上るものの、
- 「大いに効果があった」との回答は自己評価では、9.6%、学校関係者評価では、7.1%と低い割合

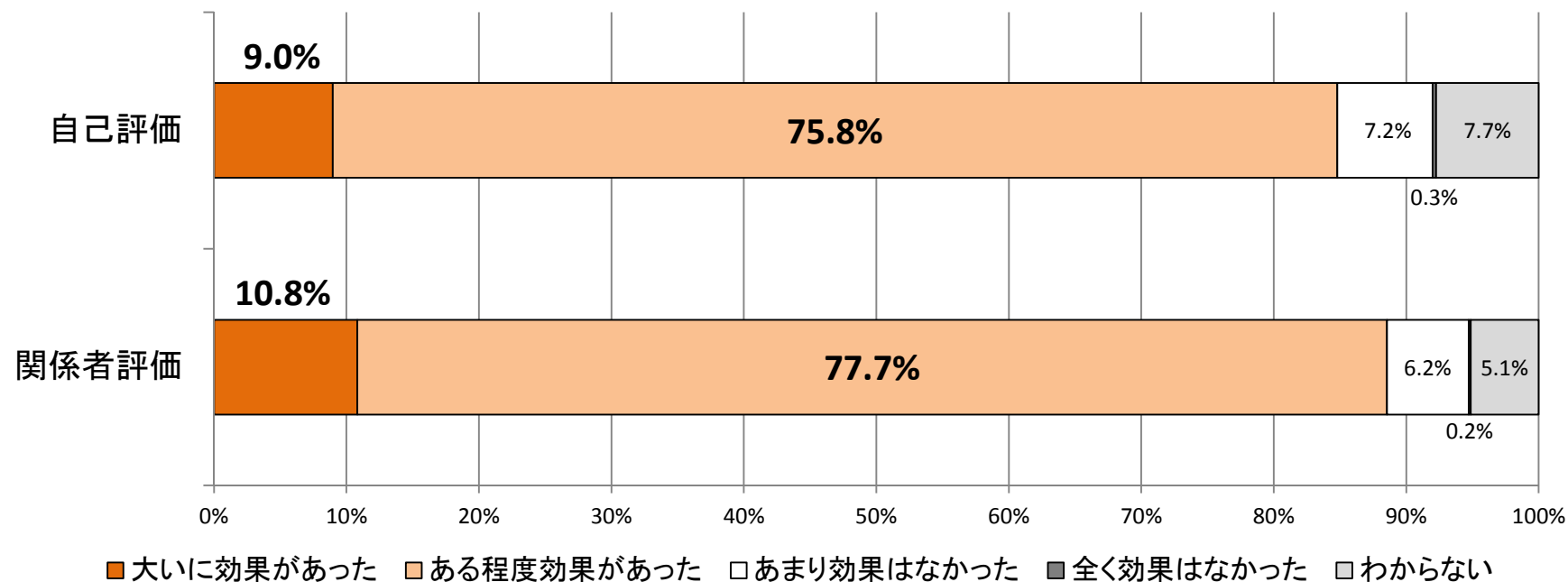


学校評価の効果（地域連携）

- 「効果があった（ある程度も含め）」と回答した学校は自己評価では84.8%、学校関係者評価では88.5%に上るものの、
- 「大いに効果があった」との回答は自己評価では9.0%、学校関係者評価では10.8%と低い割合に留まる

⇒ 保護者、地域住民との連携がまだまだ十分ではないことを示唆

〈保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくりにどの程度効果があったと考えますか。〉



効果実感の高い自治体の分析方法

◆効果実感の高い自治体

■分析方法（学校評価の効果の得点化）

○調査の結果のうち、**効果に関する項目**（学力、生活態度、学校運営、保護者との連携、支援・改善措置の獲得）を**成果・効果実感**とし、**得点化**。

○得点化の方法

選択肢「大いに効果があった：2点」「ある程度効果があった：1点」「あまり効果はなかった：-1点」「全く効果はなかった：-2点」「わからない：0点」として、点数化を実施。

○効果に関する項目ごとに、自治体における点数を作成

○効果に関する5項目の平均値を算出

10点満点中6点以上、かつ学校数が5校以上の市区町村を「効果実感の高い自治体（効果実感の高い学校の多い市区町村）」

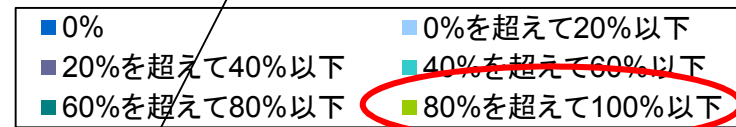
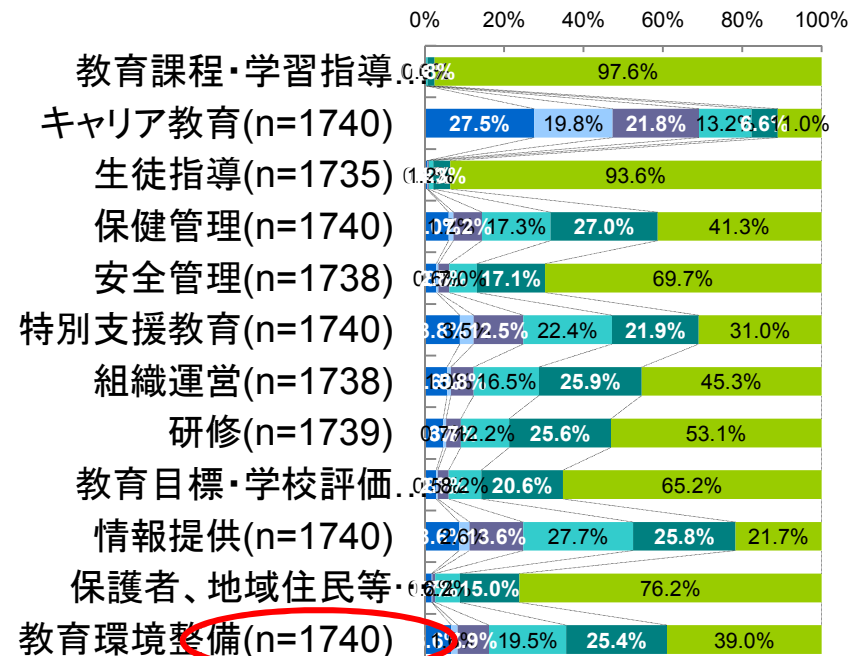
（学校数が少ない場合、ひとつの学校の結果が結果に与える影響が大きいため、この分析からは除外）

○上記の方法で抽出した、

「効果実感の高い自治体」と「それ以外の自治体（効果実感が中・低い自治体）」との間を比較分析

◆グラフの見方

Q2③ 自己評価の評価項目（小項目）



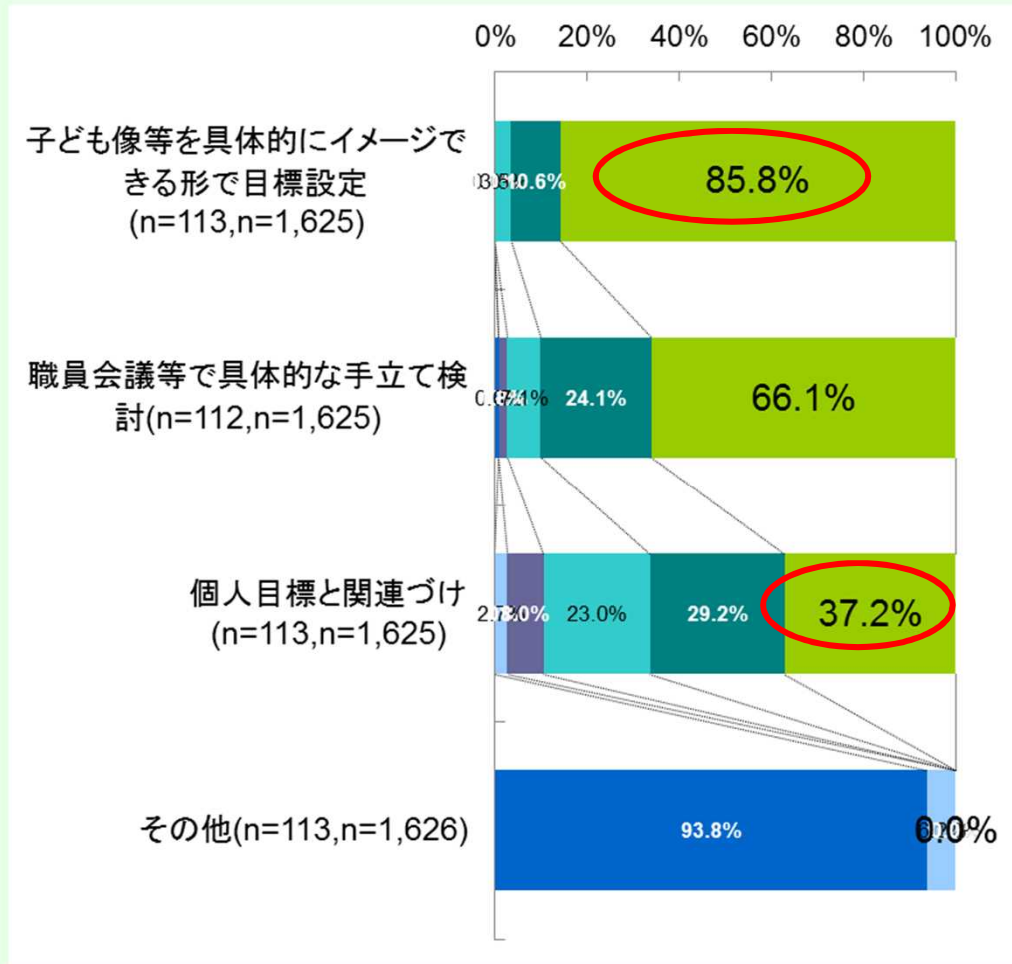
調査の回答自治体数

当てはまると回答した学校数の割合

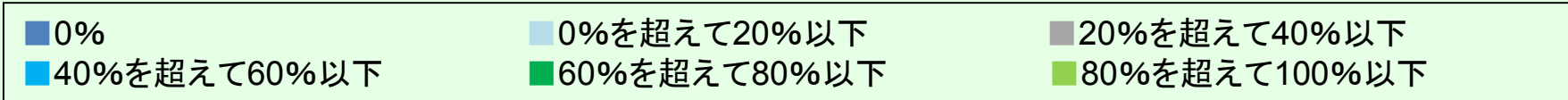
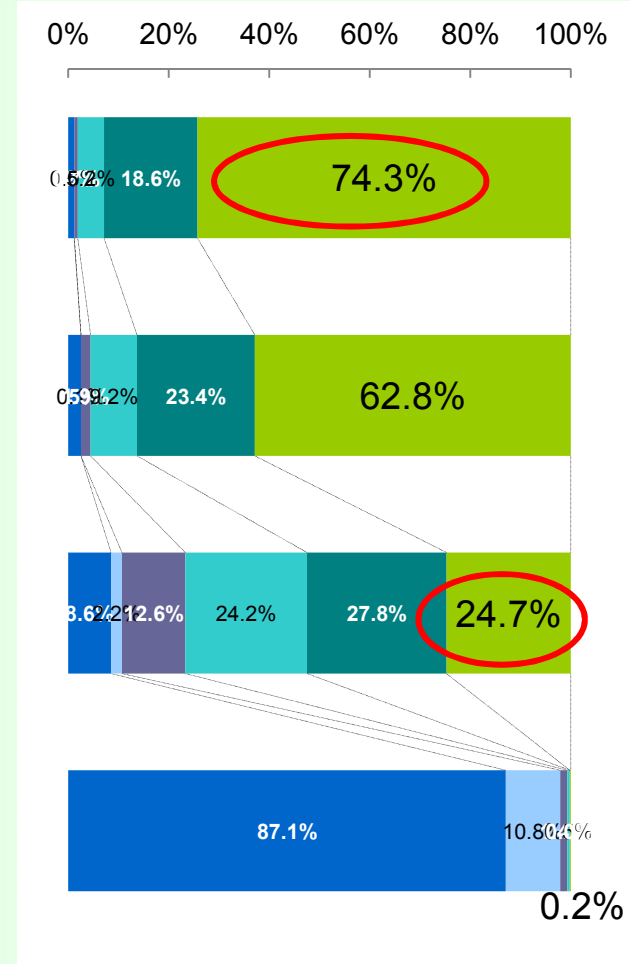
【目標を共有するための工夫】との関係

PLAN段階

〈高効果自治体〉



〈中・低効果自治体〉

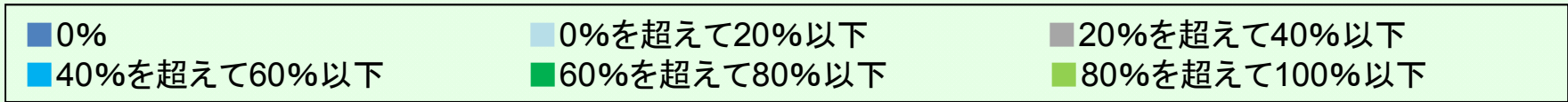
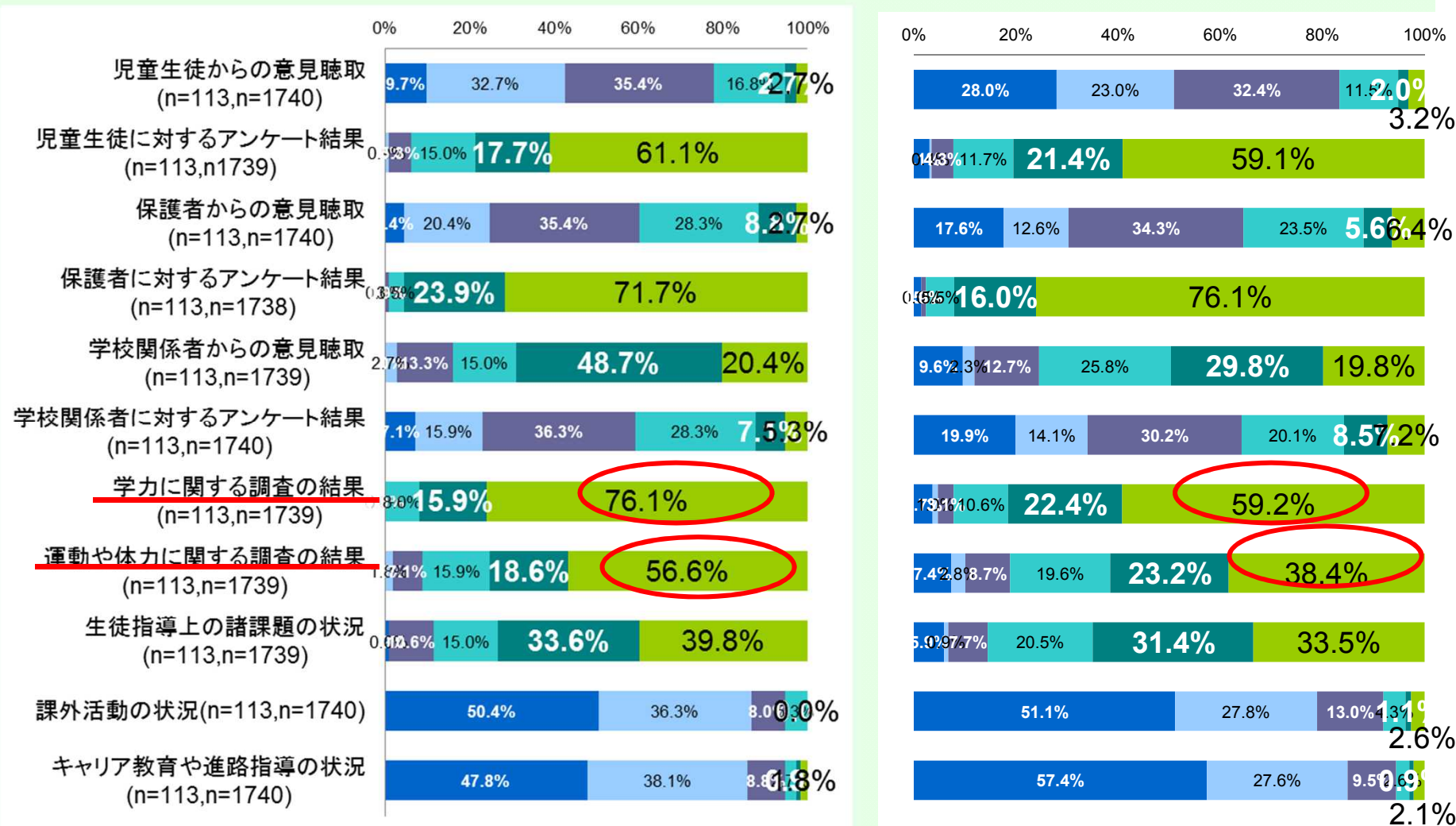


【学校評価で活用した評価指標】との関係

CHECK段階

〈高効果自治体〉

〈中・低効果自治体〉

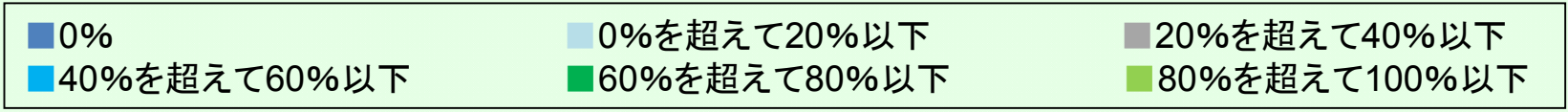
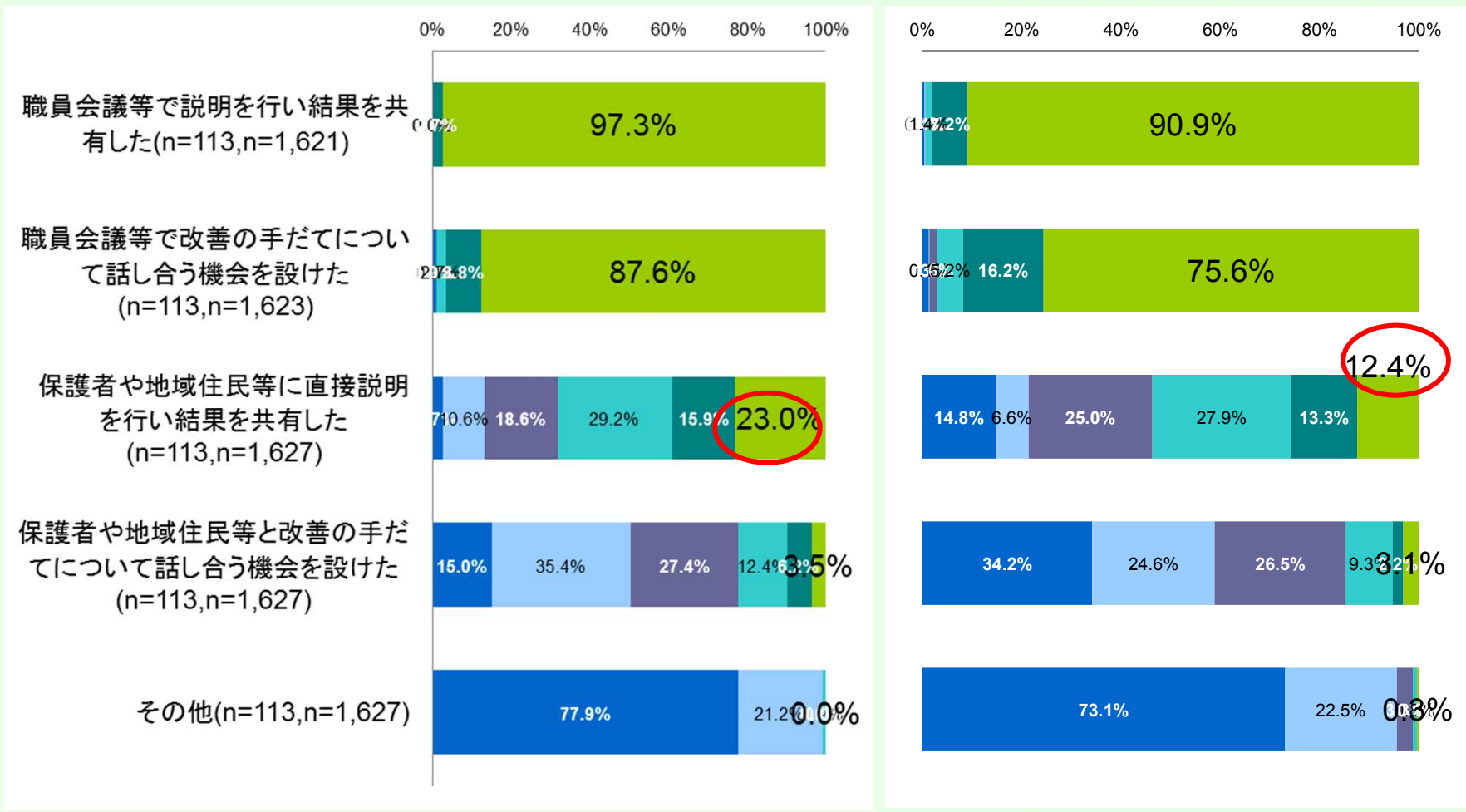


【評価結果の活用方法】との関係

CHECK段階

〈高効果自治体〉

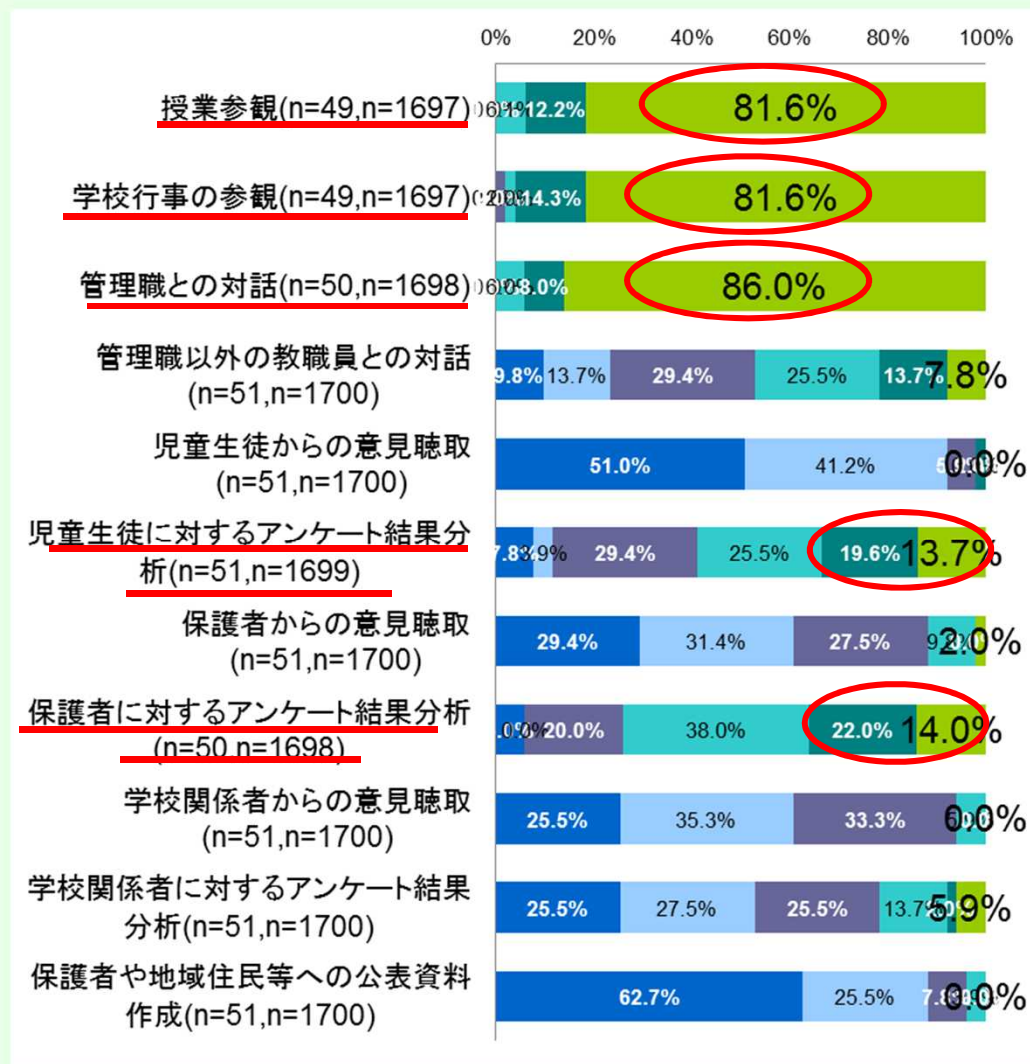
〈中・低効果自治体〉



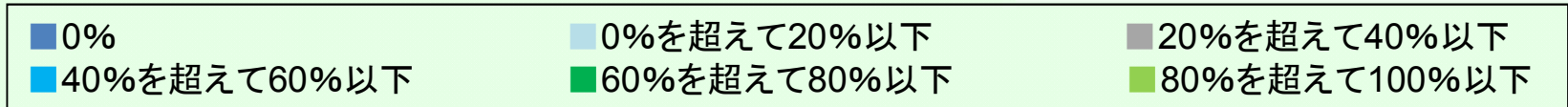
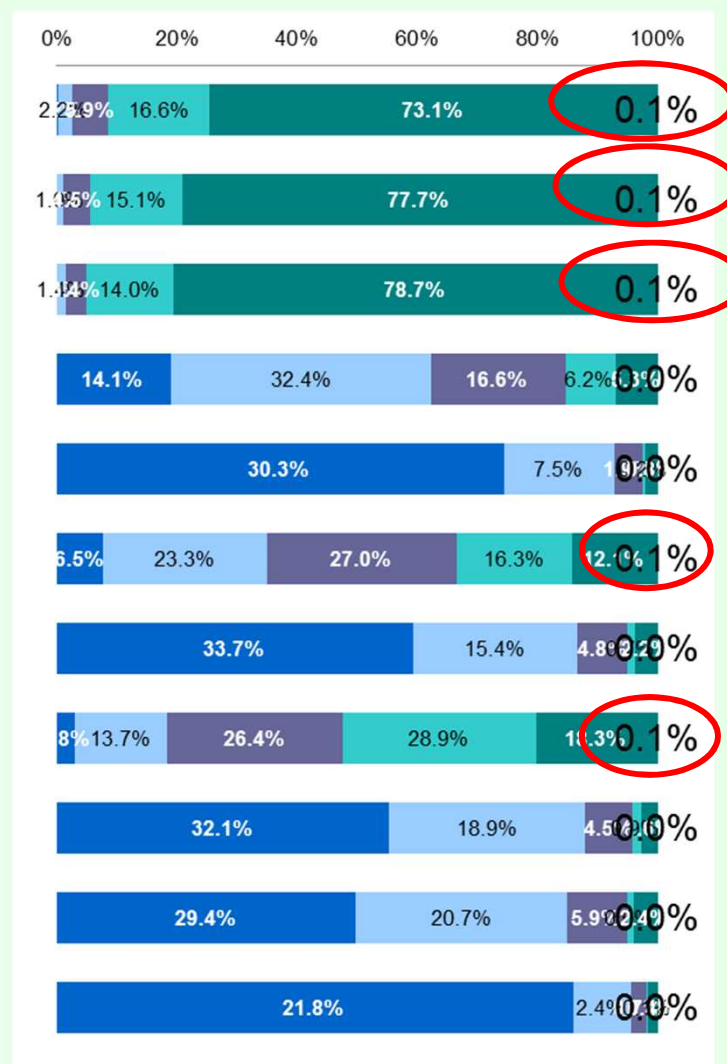
【学校関係者評価委員が評価の実施に際して行った活動】との関係

CHECK段階

〈高効果自治体〉



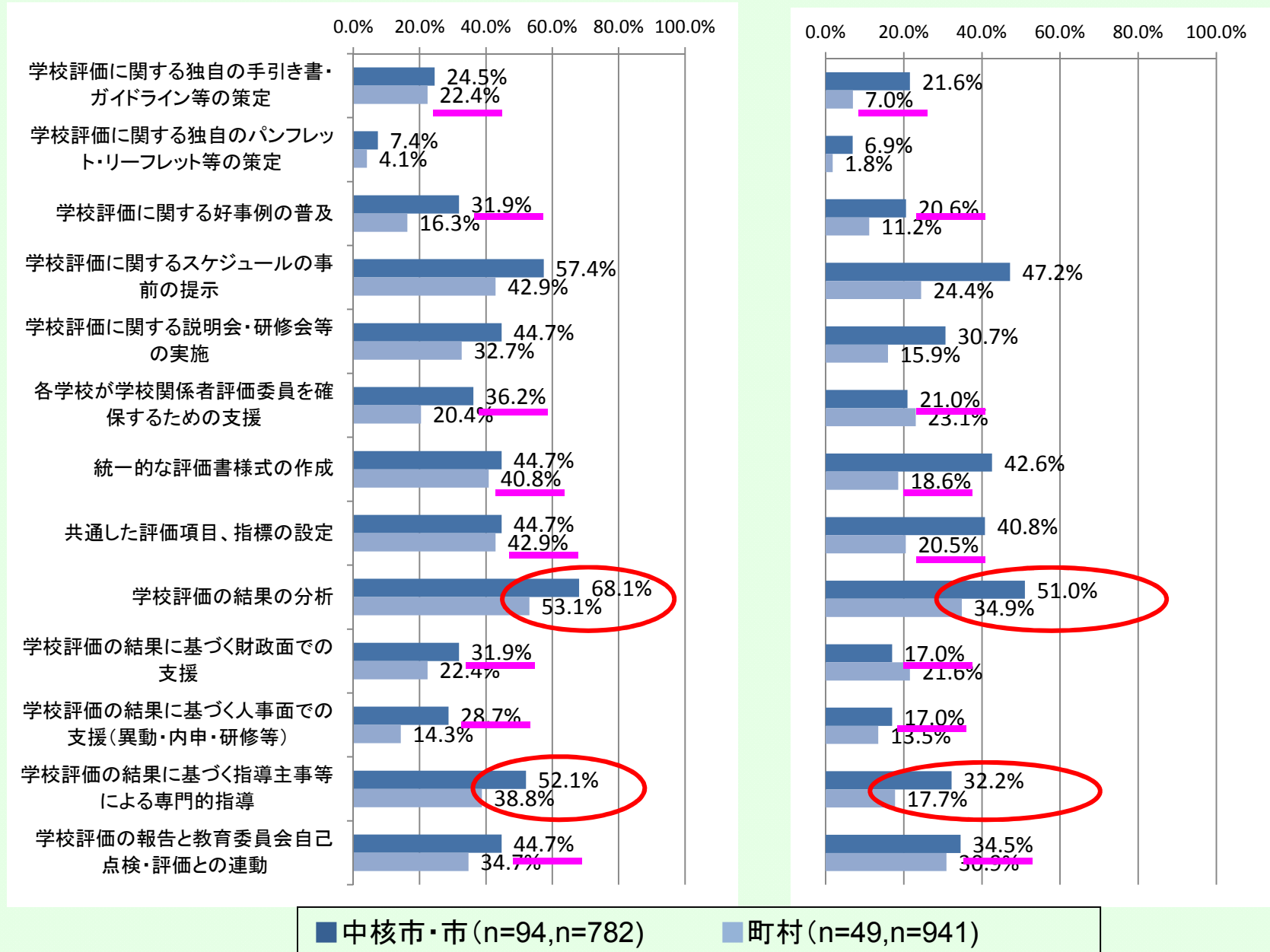
〈中・低効果自治体〉



【設置者の取組】との関係

〈高効果自治体〉

〈中・低効果自治体〉



学校評価実施状況調査における効果実感の高い自治体

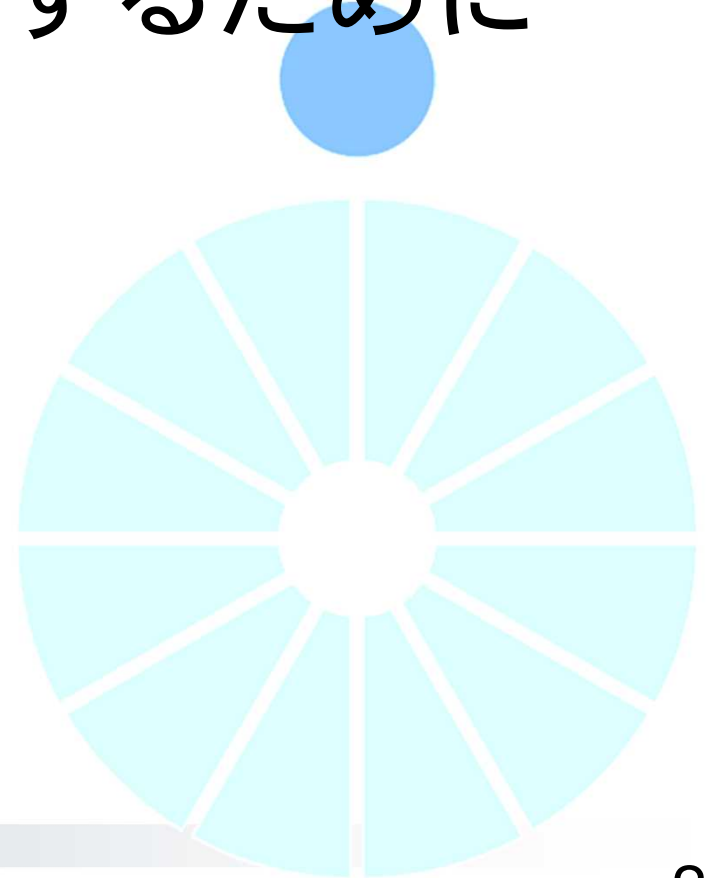
自己評価の効果実感が高い自治体

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	旭川市	埼玉県	那須烏山市	岐阜県	山県市	鹿児島県	えびの市
	美幌市		川越市		美濃市		始良市
	芦別市		所沢市		八百津町		湧水町
	砂川市		東松山市	瑞浪市	中種子町		
	江別市		鴻巣市	いなべ市	いちき串木野市		
	石狩市		深谷市	東真町	鹿屋市		
	北広島市		越谷市	京丹波町	南大隅町		
	伊達市		戸田市	寝屋川市	喜界町		
	北斗市		志木市	富田林市	阿久根市		
	富良野市		和光市	藤井寺市	出水市		
	余市町		新座市	泉大津市	薩摩川内市		
	七飯町		桶川市	三木市			
	八雲町		蓮田市	相生市			
	猿払村		坂戸市	赤穂市			
	幕別町		日高市	鳥取県	伯耆町		
	弟子屈町		三芳町	岡山県	矢掛町		
	青森県		青森市	川島町	広島県		安芸高田市
平内町		吉見町	安芸太田町				
平川市		上里町	北広島町				
おいらせ町		白岡町	三原市				
宮城県	六ヶ所村	埼玉県	いすみ市	神石高原町			
秋田県	川崎町	千葉県	習志野市	庄原市			
	大仙市	東京都	千代田区	柳井市			
	仙北市		三鷹市	田布施町			
	美郷町		小金井市	光市			
西川町	国分寺市		美祢市				
山形県	尾花沢市	新潟県	柏崎市	香川県	観音寺市		
	最上町		小千谷市	愛媛県	今治市		
	南陽市		見附市	高知県	伊予市		
	白鷹町		五泉市	窪戸市			
福島県	川俣町	石川県	阿賀野市	福岡県	春日市		
	石川町		胎内市		古賀市		
茨城県	常陸大宮市	福井県	阿賀町	中間市			
	城里町		白山市	岡垣町			
	茨城町	羽咋市	大川市				
	東海村	越前市	神埼市				
	常陸太田市	越前町	武雄市				
	北茨城市	南アルプス市	長崎県	西海市			
	潮来市	北社市	長与町				
	取手市	市川三郷町	熊本県	和水町			
	守谷市	木曾町	菊池市				
	つくばみらい市	大町市	あさぎり町				
古河市	駒ヶ根市	大分県	豊後高田市				
常総市	阿智村		宇佐市				

学校関係者評価の効果実感が高い自治体

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	芦別市	新潟県	小千谷市	山口県	美祢市
	石狩市		見附市		愛媛県
	網走市	石川県	羽咋市		久万高原町
	猿払村	福井県	越前町	福岡県	古賀市
	弟子屈町	山梨県	甲州市		大川市
	宮城県	川崎町		市川三郷町	佐賀県
山形県	西川町	長野県	駒ヶ根市	長崎県	西海市
茨城県	城里町	岐阜県	池田町		
	茨城町	愛知県	碧南市	大分県	豊後高田市
	潮来市	京都府	京丹波町		宇佐市
	筑西市	大阪府	枚方市	鹿児島県	中種子町
和光市	寝屋川市		いちき串木野市		
新座市	兵庫県	三木市	南大隅町		
桶川市	鳥取県	伯耆町	喜界町		
埼玉県	蓮田市	岡山県	矢掛町		阿久根市
	日高市	広島県	安芸高田市		
	三芳町		安芸太田町		
	東京都	千代田区			
	三鷹市				

よりよい学校評価とするために



よりよい学校評価とするために（1）

《自己評価について》

● Plan段階

- ・ 教職員、学校関係者との意思疎通を図った上で、目標を設定（Action段階での対応に関係）

● Check段階

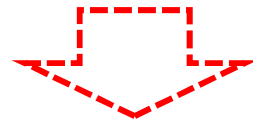
- ・ 全教職員参加での、調査結果等の分析、課題の共有、改善点の検討（情報・認識の共有）

● Action段階

- ・ 学校関係者との間で課題や改善点等を共有し、必要な協力、支援について話し合い
- ・ 評価結果を踏まえた学校関係者、設置者の積極的かつ適切な対応（指導、支援、条件整備）

《学校関係者評価について》

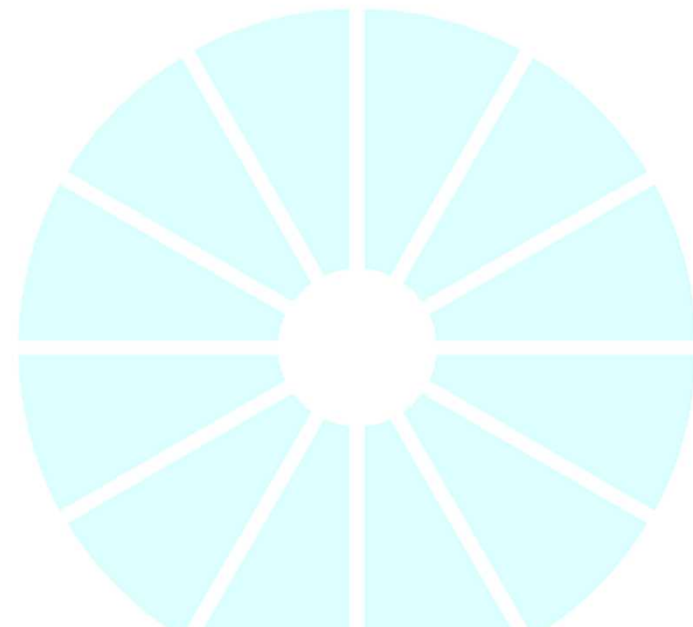
- 学校、評価委員との信頼関係の醸成
- 学校現場の状況把握の上での適切な分析
- 改善に向けて、建設的かつ協力的な姿勢



コミュニティ・スクールを活用した評価も効果的

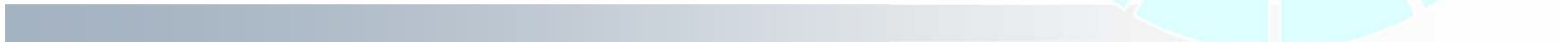
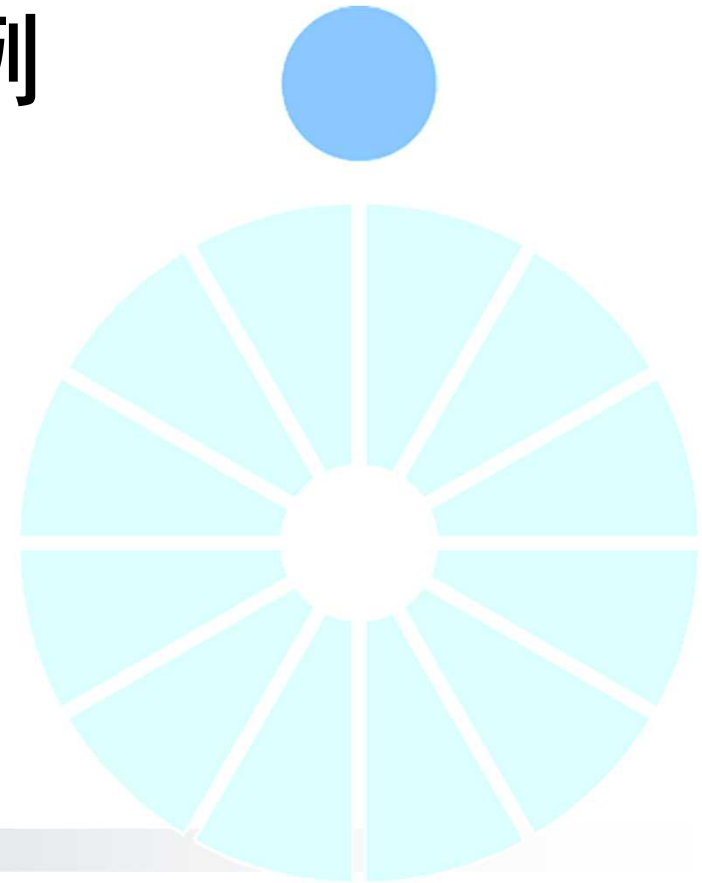
コミュニティ・スクールに指定されている学校では、設置者、教職員、保護者、地域住民で構成される運営協議会が基盤としてあるので、その下で学校関係者評価を行っている学校もある。

ご静聴ありがとうございました



(参考)

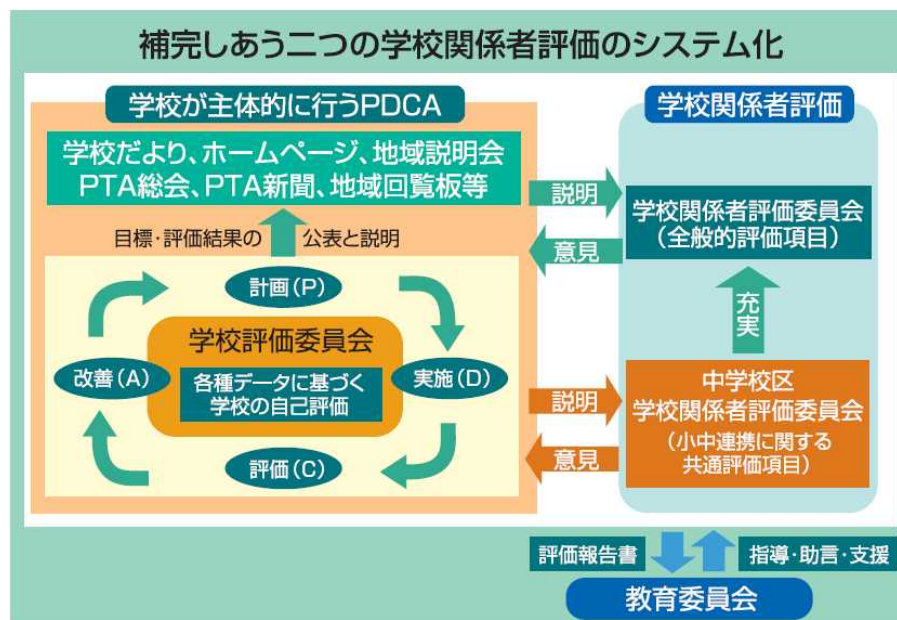
学校評価の実効性を高める 取組事例



福岡県春日市教育委員会

◆中学校区（ブロックコミュニティ）学校関係者評価の導入

- 中学校区のコミュニティ・スクールが、小中連携により、学校・家庭・地域一体となって子どもを育てています。そのため、中学校区において共通目標・課題（共通評価項目）を設定し、その具現化に向けた取組を共有しています。
- 中学校区学校関係者評価により、学校・家庭・地域による具体的議論の場が生まれ、また各学校で行う学校関係者評価の充実にもつながっています。



◆家庭・地域との連携による協働型学校評価システム

○学校・家庭・地域の三者が、児童生徒の現状と課題の共有から、重点目標の設定、目標達成に向けた行動、成果の把握と改善のための活動までをとともに行います。

○各学校においても、様々な特色ある取組がなされています。

- ・職員間で課題を共有するためのワークショップ
- ・目指す方向性や取組を整理した印刷物を学校の玄関前に掲示
- ・学校関係者評価員が職員会議にオブザーバー参加
- ・「我が家の重点目標」「家族で取り組む振り返りカード」により、家庭のフィードバックを受ける

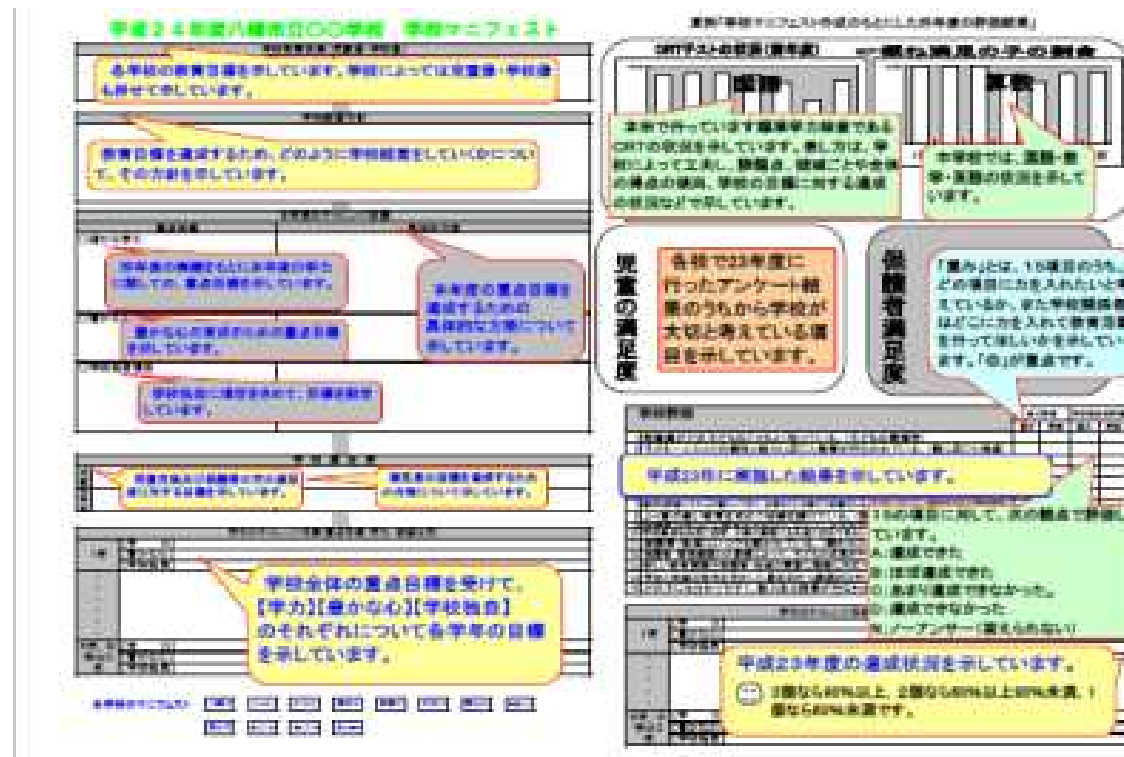


京都市八幡市教育委員会

◆市内共通様式の学校マニフェストを見やすく1枚で作成

○各学校が、①昨年度の成果・課題を踏まえ、
②どのような目標を持ってどのような教育活動を行うのか、
わかりやすいよう、市内共通様式の学校マニフェストを作成。

○力を入れた項目に◎を付すなど、各項目の記載は学校で工夫できるようにしています。



岐阜県教育委員会

◆すべての県立高校がマニフェストを作成するとともに、学校関係者評価を実施

○当該年度に重点的に取り組む施策をわかりやすく示す「県立高等学校版マニフェスト」を作成することで、学校評価の充実を図っています。

○県は、県立高等学校管理規則により学校関係者評価を義務付けるとともに、マニフェスト作成・公表における留意点、研究指定校における実践例などを掲載したリーフレットを作成するなど、各校の取組を支援しています。

